

定期講習の受講について

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けたすべての一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

1 受講対象は？

これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に受講義務があります。

2 受講期限は？

受講期限は、構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習を修了した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算して、3年後の3月31日までです。

(例) 平成28年度に構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習を修了し、その後構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となった方



平成31年度中に、それぞれ構造設計一級建築士定期講習又は設備設計一級建築士定期講習を受講しなければなりません。

3 受講しなかった場合は？

この定期講習を期限までに受講しない場合は、行政指導の対象となり、行政指導を受けた後、更に一定期間受講すべき定期講習を受講されない場合には、建築士法第10条に基づく処分(戒告または2ヶ月間の業務停止処分)の対象となります。

※構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士としての処分ではなく、一級建築士としての処分となり、処分された場合は一級建築士の名簿に処分歴が記載されるとともに公表されます。

※申し込み・講習に関する問い合わせについては、下記登録講習機関へ直接ご連絡ください。

講習機関名	電話番号	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	03-6261-3310	https://www.jaeic.or.jp/
(株)確認サービス	052-238-7763	http://www.kakunin-s.com/